

三世帯である。

なお、これによつて減額された分は、国庫から補助されるので国民健康保険特別会計の収入額には影響がない——等の説明があり、質疑に入り、委員よりニヤミ区と福生市の保険料算定基準の相違等の質疑があり、答弁のうち採決の結果、本案は国の法律改正にともなうものであり、かつ、都下各市においても同様改正されつつあるとのことから、全員一致、原案を可決すべきものと決定した次第でございます。

何と云ふより、ご審議のうえ、本委員会決定しており、ご承認、賜わりますようお願いいたします。本委員会の報告いたします。

議長（米次性男君）

以上で委員長の審査報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君）

以上で質疑を終ります。

○十六番（高波忠心君）

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四号については討論を省

略し、委員会報告により決定されることを仰ぎます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君）

これはかりいたします。

ただいま高波忠心君から

所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会報告により可決された旨の動議が提出されましたが、本動議の通り決するに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君）

ご異議なしと認めます。

よつて議案第四号

号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例は委員会報告により可決されました。

議長（米次性男君）

日程第六議案第四号福生市印鑑条例を

議題いたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。厚生委員長 南米吉君

（厚生委員長 南米吉君 登壇）

。厚生委員長（岡米吉君）　ご指名をいただきまして審査報告を申しあげます。

（議案審査報告書朗読）　別添参照

本報告に対する補足説明を行なわせていただきます。

ご承認の通り本条例の改正案は昭和二十九年九月十九日条例第六号をもって施行され、その後四十八年七月まで四次にわたる一節改正をもつて現在に至つておりますところの現行条例を全面的に改正するものであり、かつ、本条例は市民の日常生活に極めて密接なる関係をもつる条例であるため、本委員会といたしましては慎重に審議に当たつた次第であります。

すなわち、この条例の審議に当たりましては、まず、担当の市民課長より主として改正条文を主眼に逐条的に説明を求めたものであります。オチ大条を除いては字句的修正が主なものであり、したがって、審議の重点もオチ大条関係に集中した次第であります。オチ大条は現行の印鑑証明方法を改めて、印鑑証明の申請があつたときは複製機により作成した印鑑を交付すると定めたもので

かつ、附則にのたまふ、この条例施行の日より昭和四十八年七月一日までに印鑑の提出がないときは同日限りをもつてその印鑑登録は廃止したものとする旨規定されておるものでございます。

この条項新設の理由といたしましては、現在印鑑証明の申請は五月を例とすると、月約二ヶ月前に済むものと、少くも一度に二枚も交付申請がなされておりますので、その事務を円滑に、かつ、誤りなく処理するため複製式に改めようとするものであり、また四十八年七月告示の期限前の同年八月ごろには未提示者に対し各自に連絡し、本条例施行についで遺憾なきを期したいとの説明が行なわれました。理事者側のこの説明に対し各委員から質疑が行なわれ、それによつて合意があらたのちに採決の結果、本条例の改正案は全員一致をもって原案を可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞよろしくご審議のうえ当委員会の決定どおりご承認賜わりますようお願い申しあげ補足説明といたします。

議長（米次晴男君）　以上で委員長の審査報告は終りました。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(米次性男君) 以上で質疑を終わります。

○大番(高波忠君) こう際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四号については討論を省略し、委員会報告とおり決足されることを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長(米次性男君) おほかりいたします。ただいま高波忠君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会報告とおり

可決されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(米次性男君) 異議なしと認めます。よって議案第四号福岡市印鑑条例は委員会報告とおり可決されました。

~~~~~

議長(米次性男君) 日程第七議案第四号昭和四十六年度福生市一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。



本案については各常任委員会に審査を付託してありますので各委員長から報告をお願いします。

最初に総務委員長森田秀雄君

(総務委員長森田秀雄君登壇)

○総務委員長(森田秀雄君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

続きまして、総務委員会所管分の審査の経過と概要を申し上げます。

まず、牙入については理事者側から説明を求めました。

国庫支出金について百四万円の補正は、すなわち、基地周辺公共施設整備見舞金という形で福生公園の整備工事費二百八万円の二分の一を防衛補助されるものであります。都支出金は、選挙関係の都からの委託金で、常時格発費として二万五千円、参議院議員選挙格発費として六万五千円の計九万五千円の補正であります。繰越金は当初千九百万円見込んだが、現段階ではつきりしたものの不足分を補うもので九百万円を計上した。

以上補正額は六百六十六万円で、合計三千億九千九百九十九万九千九百九十九円とします。

読してその説明を求めました。

総務管理費は七千万円を補正するもので、所得税の交付決定に基づき市民税の減額があった関係の補正であります。選挙管理

費については常時経費として六千万五千円の補正で、現在常時経

費として明ら、選挙推進協議会があり、メンバーは選挙管理委員

四名、推進員二十五名、計二十七名で講演会あるいは各役

者のポスターの依頼、募金集めの経費をやっている。分県は都

重点経費地区に指定される見込みで二千万円が交付金として追加

され、一般財源六千万五千円の計六千万五千円を追加するものであ

ります。参議院議員選挙では三千五百万五千円を追加し、公営

揭示板の工地上料とか御礼、公報配布等の委託料であります。

予備費で民生費、工本費に充てた繰越金の残金を予備費

として補正し、合計六百六十六万六千円としたわけであります。――

以上の説明があり、質疑に入りました。

本会議のときに六千万円の繰り出しとなるという質疑があったのを委

員会で審議したわけでありました。理事者側としてはつぎの

数回はまだ出してないが、収入増等は市税等や地方交付税、振興

交付金で最終決定されたものを合算して六千万円、執行残が二

千七百万円、合計六千三百万円の繰り越しとなるだろう。ただ単年

度で見ると四年度には七千七百万円、繰越金で四年度は六千三

百万円程度とするとい千四百万円の赤字となり、予算に対する執行

率は九七・四％ということになります。六千三百万円の繰り越しは確定で

あるということになります。

続いて地方交付税あるいは開発基金等問題が出ましたが、本補正

予算案に対しては当委員会としては原案とおり可決と決定した次

であります。

何となく本委員会の決定とおりご賛同を賜わりますようお願いい

たしまして説明といたします。

議長（米次俊男君）次に建設委員長伊東忠次郎君

（建設委員長伊東忠次郎君登壇）

建設委員長（伊東中心次郎君）　ご指名がございまして、ご審査報告を  
申しあげます。

（議案審査報告書朗読）別添参照

本報告書に補正して審議の概要を報告申しあげます。

現地を視察したのちに審議をいたしました。

都市計画課長の補正予算の内容説明を聞き、福祉会館の前  
の福生公園の園路等を先行して工事費を二百八十万円、うち国庫  
補助は二分の一の百四十五万円で、横田基地返還、撤去等のデモ隊の  
場所利用等により福祉会館建設時に敷いた砂利が投石等により利用  
できなくなり、砂利を除去し整備されたということ  
でした。防衛施設庁にこの旨陳情し、緊急工事といたしまし  
て見舞金の名目で工事費の二分の一を補助されるもので、工事の  
内容は五日市街道の南側の入口から会館前の段下までの東側に  
植え込みを設け福祉会館の周囲約一ヶ平方メートルを芝生にし、忠霊  
塔前の遊歩道の砂利敷の部分約一ヶ平方メートルを舗装するもので  
あります。お心面玉塔の西側も園路として整備の予定ですが、



理事印入

これは砂利がないので防衛施設庁は補助金の一部支出をしぶつて  
いるが、この部分が認められれば工事費は二百二十万円でござい、と  
なり補助で三十万円の減額となりますが、デモ対策の特別工事でもあり  
補助金獲得に努力された。公園内トイレについては利用を管理面の現  
況等を考え設置、廃止をばりきりされた。これはデモの際一般民  
家に迷惑をかけることもあり、本件工事ではデモ公害対策上から  
も好まれない。一日も早く工事された。横田基地対策特別委員会  
もデモ公害対策について今後とも市と協力して陳情等努力したい。  
デモ公害で受ける被害を考えれば全額補助工事として要求してもよい  
性質のものではないか。――等の意見が出ました。

また関連して意見が出ましたが、これは公園内の植木の  
手入れをされたい。グラウンド観覧席の整備に意を用いた。――  
これは外灯とか植木の手入れ、駐車場等でございます。

表決に入りまして全員一致で本案を可決すべきものと決定いたしま  
した。

慎重に審議をいたしまして本委員会決定となりご承認いただきます

ようお願ひいたしまして審議の概要の説明といたします。

議長（米次郎男君） 次に厚生委員長関米吉君

（厚生委員長関米吉君登壇）

。厚生委員長（関米吉君） ご指名をいただきまして審査報告を申しあげます。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

続きます。本報告に対する補足説明を行なわせていただきます。

本補正予算案は、先に認可されたときまゝとしたこの議案第四十

号福米市敬老金条例の一部を改正する条例に関連するものであり、

従来の方針による敬老金を一律三千円にするという条例改正

にともない補正が必要となったもので、本補正に対し福祉事務

所長より次のとおり提案理由の説明が行なわれた次第であります。

すなわち、敬老金条例の一部改正する条例によつて外国人登録

法による五名増員と一律三千円とする敬老金額の増額にともない

補正が必要となったもので、当初予算五十七万六千円に今回の増

額分五万五千円を補正し、合計百三万七千円としようとする

るものであります。なお該当者は三百六十九名であります。

本説明に対し、府中市については七千五百円と一人五千円ということ

であるが……というようは質疑があり、福祉事務所長より、

条件も額も各市まちまちである。財政的問題であるが、当市では

この改正により各市と比べて上位に入るようになる。……次に最上位の市

と同じにするのは無理だが、……次にそのようになるよう努力していく……

との答弁があり、採決の結果、全員一致をもって原案を可決すべ

きものと決定した次第であります。

よろしいご審議のうえ当委員会の決定ごおりご可決あらんことを

お願ひ申しあげ補足説明といたします。

議長（米次郎男君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。

（小より委員長報告に対する質疑を行ないます。）

議長（米次郎男君） 以上で質疑を終ります。

。次大審（高根忠君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となさるります議案第四十号については討論を省略

し、各委員会報告により決定されんことを望みます。

（賛成）と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） おばかりいたします。ただいま高波忠君の所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会報告により可決された旨の動議が提出されましたが、本動議の通り決するに同意ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案第四号昭和四十六年度福米市一般会計補正予算（第一号）は各委員会報告により可決されました。

議長（米次性男君） これより三時まで休憩いたします。

午前三時四十五分 休憩

午前三時一分 開議

議長（米次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第八号九の議案第四号、四十六号の市道路線の廃止および認定の二議案は一括議題といたします。

本席については建設委員会に審査を付託してありますので委員長より報告をお願いします。建設委員長伊東忠次郎君登壇。

建設委員長（伊東忠次郎君） ご指名がございましたので審査報告を申し上げます。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

本報告書によりまして補正して審議の概要を申し上げます。現況を視察したかう審議に入りました。

建設課長が内容説明を聞き、廃止の分の市道八号と八

号については、約十年前ほど前に関係地主の協力により、

供を受け市道七号、七号四号を結ぶ道路築造の際、付帯

工事の完了により袋路の市道路は不要となり、将来払い下げを受けるものとして当時廃道とすべくであったもので、現況は家屋も密集し原形をとどめていない。三号については都市計画工業高教北側

の市道六九六号を築造の際、買収に当たった地主に払い下げの条件つきで六九六号を築造したときとあり、公共の用にもなっていない現状にもあり廃止するもので、いずれも認定は関東財務局に対し市が払い下げ申請する。認定の方——武蔵野台市道二七号、二八号は、前回、同地区の認定案提出のときにすべき分が脱落したものであります。七八号は廃止案中の市道八号、八二号のつり替え分でございます。この説明後質疑に入りまして。

出席委員より質疑があり、一、払い下げは無償か。二、市道七八号の幅員差——道路に狭いところと広いところがある。三、ほかにも廃止したいところがあるか。その数はどのくらいか。あれば早く調査し整理できるものは整理された。四、以前払い下げは国が日本人が払い下げ申請するとの説明で今回の説明と違ふがどうが正しいのか。……（「もっと大きなおどやさん……」と呼ぶ者あり）……

関連質問といたしまして、五、井上岩次郎氏北側の払い下げ道路および昭島市境市道七号は相当以前に買収もすんでいながらこれ以上に進んでいないようなが、その後の経過はどうなるのか。

との質疑に対し、答弁いたします。一の場合、払い下げは議会の議決を経てから関東財務局に払い下げ申請し、その後だれに払い下げかを検討する。払い下げには買収時の価格を基準にして有償である。二、四米にしたかったが家が建て混んでおり現況認定の差が生じている。三、相当数あるが調べないと正確にはわかりません。廃止すべきものは逐次議会に提出したい。四、以前は個人申請のものもあったようですが、現在は市が払い下げを受けてだれに払い下げかを検討している。五、井上岩次郎氏関係は国から許可があるが何筆かに分かれています。中に内務省用地分があり市で登記できない部分があるので、その部分については国に依頼中、他は完了——これは市有の分だけ完了する。

全部がそろったところで払い下げの段階に入る予定である。市道七号については市断の砂であるが先日昭島市役所より職員が来庁し協議したりで、さらに協議を早く解決したい。それから土地登記関係の専用職員の配置について委員のやり意見がまとまった。専用職員の配置は以前にも委員会が問題を提起したが今のままに留めて現在に至る。その結果、廃止も払い下げ以前に家が建てこまう等の原

因ともなっている。市長は専用職員を置く意志があるのか、ないのか尋ねた。市長答へて、管理係を置くことと答へられました。

以上でありまして、表決をいたしましたところ、全員の一致で原案可決と決定いたしました。慎重な審議をいただき、委員会決定により承認賜りますようお願いいたします。審議の概要といたします。

議長（米次性男君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。

（此より委員長報告に対する質疑をを行います。）

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） 以上で質疑を終ります。

○大番（高坂忠君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四五号、四十六号については討論を省略し、委員会報告により決定されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） おわかりいたします。ただいま高坂忠君より所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議の通り決することに

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） 以上で異議なしと認めます。よって議案第四五、四十六号の市道路線の廃止および認定の本案については、委員会報告

とおり可決されました。

議長（米次性男君） 日様より請願第六号市道路整備に関する諸願書を議題といたします。

本件については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告をお願いします。建設委員長伊東忠次郎君

（建設委員長伊東忠次郎君登壇）

建設委員長（伊東忠次郎君） ご指名がございまして、このため審査報告を申しあげます。

（諸願審査報告書朗読）

なお、本報告に基づいて補足説明を申しあげます。

現地を視察したあとで審議いたしました。

委員の中より視察中現地と請願図面とに違ひがあるといふを  
耳にしたかどうなのか。——との質疑に対し、答弁として、請願の図面は  
略図だが市道番号がぼつさりしている。一部に市道番号のない舗装予  
定路線もあるが要点はわかっている。

ほかには取り立てて質疑もなく願意は了解した。

以上で表決いたしましたところ、全員一致で採択と決定いたしました。  
慎重なるご審議をいただき委員会決定により採択まふんことを所願  
い申しあげまして簡単でございすが提案理由の補足説明といたし  
ます。

議長（米次性男君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） 以上で質疑を終ります。

おぼかりいたします。請願の二号に対する委員長報告は採択  
と決定であります。

本件は委員長報告により決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） ご異議なしと認めます。よって請願の二号は委

員長報告により採択と決定いたしました。

議長（米次性男君） おぼかりいたします。この際、議事の都合により日程

より請願の六号児童保育所設置並びに市立図書館建設  
に関する請願書、日程より五陳情の二号福生市図書館の設置  
と児童図書館の併設に関する陳情書は先議し、日程より一請願の  
二号福生市立福生小中学校区内に児童保育所を設置することに關  
する請願書とともに一括して議題としたことといたしますがこれにご異議あり  
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） ご異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

議長（米次性男君） 日程より一請願の二号福生市立福生小中学校区内

に児童保育所を設置することに關する請願書、日程より四請願の